

### 【韓国】特許法改正-特許権存続期間延長登録制度の変更

韓国では、2025年7月22日に改正特許法が施行されました。これに伴い、医薬品に関する特許権の存続期間延長制度（PTE）が変更されました。

#### 改正前：

改正前は、1つの販売承認（MA）から複数の特許権の存続期間延長が可能でした。また、延長期間は販売承認を得るために特許発明を実施できなかった期間（ただし最長5年）でした。

#### 改正点：

- ① 改正後は、延長対象となる特許は1件に限定されます。つまり、1つのMAに関して、複数の特許権がある場合、延長登録出願人はそのうちの1つの特許権に対してのみ延長登録出願が可能であり、これに違反する場合は、拒絶または無効の対象となります。
- ② 延長後の特許権存続期間は、販売承認日から最長14年間に制限されます。例えば、販売承認日から当初特許満了日（出願から20年）まで13年、特許発明を実施できなかった期間が2年あった場合、 $13+2=15 \geq 14$  であり、延長後の特許権存続期間が「販売承認日から14年」に制限されます。つまり、延長期間は当初特許満了日（出願から20年）から1年（ $=14-13$ ）に制限されます。違反の場合は、拒絶または無効の対象となります。

新規則は、2025年7月22日以降に出願されたPTE出願に適用されます。